

特記仕様書

委託番号 令和7年度 第1号
委託名 県営林委託事業（田上森県営林）
事業場所 大津市田上森町地先

- 第1条 本事業の実施に当たっては、「県営(有)林事業仕様書」（以下、仕様書という）および「滋賀県森林作業道作設指針」によるものとする。
- 第2条 上記仕様書等に対する特記事項は下記のとおりとする。
- 第3条 チェーンソーを使用する場合は、労働安全衛生規則(令和2年8月1日)等に基づき必要とされる資格等を有している者を配置すること。
- 第4条 本事業の実施に当たって、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、これを拒否するとともに、警察に通報を行い、捜査の協力するものとする。その後、通報書(別記様式第1号)を所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。

記

1. 間伐

- (1) 伐採は、本数率で**20%**以上になるように選木すること。
- (2) 選木は伐採木に目印をつけ、監督職員と協議すること。
- (3) 出来形管理を標準地により行う場合、標準地面積については、監督職員と協議すること。

2. 搬出

- (1) 搬出木の集積地は、監督職員と協議のうえ決定すること。
- (2) 伐採木売買代金は設計材積を超えた場合は設計変更とするが、委託料にかかる造材および集材の材積は、設計材積を10%超えた場合、設計変更の対象とする。
- (3) 現地の土場で搬出前の材積確認を行うので、監督職員と調整を取ること。
- (4) 設計図書または特記仕様書等に示す面積と異なる場合は、設計図書の数量等に関して監督職員と協議を行ったうえで変更契約の対象とすることができる。
- (5) 伐採木売払 金抜き設計書の伐採木売払数量表にて、算定の基準（樹種・長さ 等）を示しているが、総搬出材積以外は、受託者の判断基準にて搬出してかまわない。
- (6) 監督職員より、販売先や販売額についての情報提供を求められた場合は、これに積極的に協力すること。

3. 森林作業道新設

- (1) ルートについては図面に示しているとおりであるが、監督職員と協議のうえ設置場所を決定する。なお、必要に応じて設計変更の対象とする。
- (2) 谷側盛土部分の転圧工程、地山側のほぐし工程においては竣工確認が出来ないため、監督職員による段階確認を適時行うので留意すること。また、段階確認の時期については監督職員と協議により定めることとする。
- (3) 路面の雨水処理や湧き水の処理が必要な箇所においては、丸太横断工等により適切な水処理を行うこととする。設置場所、設置延長については監督職員と協議すること。協議の上設計変更の対象とする。
- (4) 谷部で地盤が軟弱など、林内作業車の通行が困難な箇所においては、丸太路盤工を設置する。設置場所、設置延長については監督職員と協議すること。協議の上設計変更の対象とする。
- (5) 当該作業道が土砂災害の原因とならないように留意すること。

5. 土場作成伐開

- (1) 除地を通過する森林作業道に隣接して、除地区域内で作成すること。
- (2) 形状および設置場所は、監督職員と協議のうえ決定する。なお、必要に応じて設計変更の対象とする。

6. 研修等への協力

本事業地において、滋賀県および滋賀県森林組合連合会等が研修、調査等を行う場合には、これに協力すること。

7. 施工管理・安全管理、その他

- (1) 地元との調整が必要な点については適切に調整を行うこと。
- (2) 牧・富川林道から現場までの作業道を利用するにあたり、維持管理に注意すること。台風等による通行上の問題などの問題が発生した場合は、報告を行うこと。
- (3) 間伐木の出来形管理は「一般土木工事等施工管理基準」(平成16年12月滋賀県3-117)の本数調整伐を間伐に読み替えて行うこと。ただし、森林作業道の出来形管理は別表出来形管理基準によること。
- (4) 周囲測量(搬出間伐、土場作成伐開)、作業道出来形測量
 - 1) 区域
 - ・対象となる区域を確定し、周囲測量を行う。
 - ・各測点に測点番号を記入した杭を設置すること。(5測点ごとにプラスチック杭等の腐食しにくい杭を使用のこと)
 - ・全測点のうち、その1点以上をGPS受信機により測位し、その結果を用いて全測点について世界測地系第VI系に基づく座標値を付すこと。ただし、現場条件等により良好な測位条件が得られない場合は、引照点の測位により代えることができる。
 - ・測位に使用するGPS受信機は、その公表されているカタログにおいてサブメーター以上の精度を有すること。
 - ・測位した測点については、原則として別に支給する測位基準杭を使用すること。
 - 2) 閉合誤差
 - ・周囲測量の閉合誤差許容値は、図上距離の総和の100分の1以内とする。
 - 3) 作業道出来形測量
 - ・1)と同様とする。
 - 4) 成果品
 - ・平面図 縮尺は1/5,000を標準とする。
 - ・測量図 縮尺は1/1,000を標準とする。
(ただし、これにより難しい場合は監督職員の承諾を得るものとする。)
 - ・周囲測量結果(調査延長のわかる資料)、野帳
- (5) 作業道開設時に、掘削時に発生する不安定土砂の扱いには充分注意すること。
- (6) 降雨時には現場のパトロールを行う等被災防止のための対策を講じること。
- (7) 土砂の持ち込み、持ち出しは行わないこと。
- (8) 現場までの経過道や一般道において破損等が生じないように必要に応じて養生をおこなうこと。
- (9) 林内は火気厳禁とする。また林内で発生したごみは持ち帰ること。
- (10) 作業道等の使用後は良好な路盤状態に整形等を行うこと。
- (11) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシートを着手前に提出すること。
- (12) その他疑義が生じた場合は監督職員と協議すること。

＜参考＞				
一般土木工事等施工管理基準				
(1)滋賀県における(森林土木)治山事業における森林整備管理基準				
種別	測定項目	出来形		備考
		規格地	測定基準	
本数調整伐	面積 本数	設計以上	プロット調査による もしくは全数管理	施工箇所毎
(2)出来形管理写真				
種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
本数調整伐	作業状況	施工前 施工中 施工後	施工箇所毎、齢級毎 1ha 毎 1 回 (全数管理時 500 本毎に 1 回)	

別表 出来形管理基準(森林作業道)

(1)出来形管理基準一覧表

出来形管理基準			出来形管理方法		
項目	測定基準	規格値	出来形図	出来形 計算書	出来形 成果表
延長	全測点(コンパス測量)	測点間距離 ±20cm	野帳に記入し測量図、成果表を作成する。		
幅員	施工延長 100m につき 1 箇所(100m 以下は 2 箇所)	設計値以上	野帳に記入または出来形成果表を作成する。		
縦断 勾配	施工延長 50m につき 1 箇所 (50m 以下は 2 箇所)	滋賀県森林 作業道作設 指針による	野帳に記入または出来形成果表を作成する。		
丸太横断工 丸太路盤工	全箇所	設計値以上	出来形成果表、設置位置図を作成する。		

(2)出来形管理写真撮影箇所一覧表

出来形管理写真					
工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	撮影場所
土工	盛土	床堀基礎	施工中	施工延長200mにつき 1箇所	遠景及び 近景
		第1回転圧	施工中		
		路体状況	施工後	施工延長200mにつき1箇所 (200m以下は2箇所)	
簡易構造物	丸太横断工	施工状況	施工中	全箇所	
	丸太路盤工				